

(1) 応募団体に関すること

- ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
- イ 応募団体の業務における松見集会所指定管理業務の位置づけ
- ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について

経営方針

住み続けたい「まち」にある施設の運営をとおして、地域力の向上に貢献します。

- ①私たちは「安全・安心・公平・公正・快適」な施設運営を通して「学びの場」「いこいの場」「ふれあいの場」を提供し、地域で愛され続ける施設を実現します。
- ②私たちは、少子高齢化などの社会環境の変化に伴う地域ニーズに沿った多種多様な事業を展開いたします。
- ③私たちは地域社会の発展と活性化を目指して「地域による地域のための地域起こし」に積極的に貢献します。

業務概要・主要業務・特色等

- ・地区センターを中心として、子どもログハウスから老人福祉センターまでを管理運営し、乳幼児から高齢者まで全世代の方々に生きがいやふれあいの場を提供しています。また青少年健全育成活動や子育て・健康増進事業などにも活動の場や情報を提供しており、地域社会の発展と活性化に貢献しています。
- ・平成27年から平成30年まで横浜市指定NPO法人の指定を受けました。その信用と確かな計画性、活動の公共性、継続性が認められ、平成31年には認定NPO法人を取得できました。
- ・施設間の連携にも積極的に取り組んでおり、私たちが運営・支援する施設間ではもちろん、近隣の施設や神奈川区役所との間で、事業、イベントの共同開催や連続開催を行っております。

イ 応募団体の業務における松見集会所指定管理業務の位置づけ

松見集会所は昭和55年に新貨物線の建設にかかわる当時の国鉄と松見町連合町内会を含む地域団体との合意により、建設された歴史があります。松見連合町内会を母体とする運営委員会を組織し、平成7年に区民利用施設協会が設立されてからは、当協会に管理運営を引き継ぎました。その後平成18年度から令和3年度まで、指定管理者として松見集会所運営委員会が管理運営を行いましたが、その間も当法人が運営委員会と協力しながら一緒に施設運営を行ってきた経緯があります。松見地区は高齢化率が高いこともありますが、地域福祉に対するボランティア活動が盛んで、福祉に対するニーズが高い地域になりました。来館される老若男女が生きがいを見つけ、各室では体操や手工芸など多くの来館者で賑わっています。さらに小学生の居場所や地域清掃などの地域貢献とともに、地域と一体となって、施設運営をすることが使命であり、重要な業務として位置付けております。

ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

横浜市内で様々な種別の市民利用施設を運営しております。

現在管理運営している施設種別	施設数
地区センター	4施設
コミュニティハウス	転換型1施設／学校型3施設
老人福祉センター	1施設
公会堂	1施設
ログハウス	1施設
小学校放課後キッズクラブ	5施設

(2) 松見集会所管理運営業務の基本方針について

- ア 設置目的、区政運営上の位置付け
- イ 地域特性、地域ニーズ
- ウ 公の施設としての管理

ア 設置目的、区政運営上の位置付け

設置目的	地域住民の自主的な活動を促進し、相互交流を深められる場を提供する	区政運営方針	笑顔でつながる「神奈川区」 ～地域の皆様とともに、安心して温かい元気なまちづくりを進めます～
------	----------------------------------	--------	---

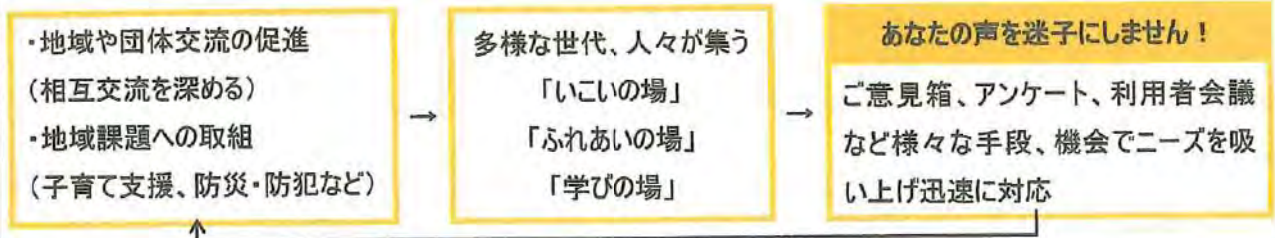
設置目的、区政運営方針を踏まえ、以下を運営方針に掲げます

1. 地域特性、地域ニーズを踏まえ、来館された方が誰でも居心地よく滞在できる施設を目指します。
2. 公の施設としての認識のもと、公共性や公益性を維持し安全安心で公平公正な運営を行います。
3. 自主的な活動のきっかけづくり、魅力的でバリエーション豊かな事業を展開していきます。

イ 地域特性、地域ニーズ

松見集会所は、地元による運営でスタートし、盆踊り大会へ向けての太鼓教室など伝統的な行事も脈々と受け継がれています。一方、近隣を含む地域では20歳代の転入が増加しており、新旧住民の交流、多世代間の交流を図るための、多様な世代、人々が集う場が重要なものとなってきています。

私たちは、このような地域特性・ニーズを踏まえ、さらに細かなニーズを吸い上げながら施設の運営に取り組みます。



ウ 公の施設としての管理

地域の人々が安全安心に、そして公平公正に利用できるよう、以下を重点に施設運営に取り組みます。

安全安心で快適な空間の確保

<p>安全 ・施設設備の適切な運営管理 ・事故防止(館内外巡視、救命救急、ヒヤリハット)</p>	<p>安心 ・緊急時対応(自衛消防隊、賠償保険加入) ・個人情報の保護と人権に配慮した運営</p>
<p>快適 ・明るく清潔 ・にこやかな対応 ・仲間が集い交流できる場所 ・体験できる場所</p>	

公平公正な管理運営の徹底

<p>人にやさしいルール ・機会均等を保障する利用予約、参加申込制度 ・タイムリーな情報提供と情報収集のルール化</p>	<p>設備、サービスの充実 ・バリアフリー化、合理的配慮の提供 ・多種多様な世代、嗜好に合わせた事業の開催</p>
<p>☞ 公正なルール ☞ ルールの改正 ☞ 設備などの充実 ☞ 設備、サービスの改善</p>	
<p>・どなたにも公平な対応と、多様な利用者に合わせて案内、説明の実施 ・発生した問題点と対応策を皆で共有、ルールや設備、サービスの改善へとフィードバックする</p>	

(3) 組織体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

組織、人員体制については、法人所管の施設での実績を踏襲し、松見集会所においても、安定的かつ確実な管理運営を実現します。

【組織】

- 法人事務局や近隣の所管施設である神之木地区センターが、連携して当施設を全面的にバックアップします。特に有事の際には神之木地区センターの常勤職員が法人事務局より早く駆けつけることができ、早めに対応することができます。
- 法人に所属する専門家の知見と経験により、発生する様々な問題、課題に対処します。
- 委員会、利用者会議でのご意見を反映させることにより、地域と利用者の方々と一緒に松見集会所を運営していきます。
- 地元自治会・学校・各種団体・周辺施設と連携し、地域ニーズに合わせた施設を作ります。
- 神奈川区及び外部団体との連絡、情報交換については、法人事務局が集約し、松見集会所及び所管施設へ展開しますので、業務効率化、チェック機能強化が図れます。

松見集会所機能・組織図

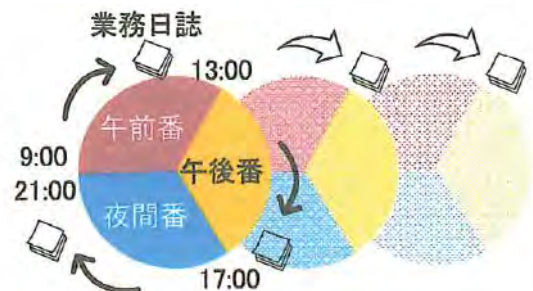


【人員体制と職務】

- 館長には非常勤職として法人事務局長を充てます。
- スタッフは6名を雇用し、開館時間中は常時1名のスタッフを配置します。(現職及び近隣から公募)
- スタッフは午前番(9:00~13:00)、午後番(13:00~17:00)、夜間番(17:00~21:00)、それぞれ4時間のローテーション勤務とします。
- スタッフの1名を管理責任者、1名を会計担当者にします。管理責任者は、勤務表の作成、施設内の庶務・文書事務を中心に事務局との連絡業務に当たります。会計担当者は消耗品の購入等、小口現金の管理を主に担当します。

【職員の情報共有】

常時一人勤務ですので、情報共有は大変重要です。勤務交替時の引き継ぎのほか、業務日誌や連絡ノートで情報の共有、状況把握を翌日以降も図ります。個々の管理運営業務についても、スタッフ間でダブルチェックすることで確実に遂行できます。毎月の施設点検日には法人事務局長も出席し、スタッフミーティングを行います。



(3) 組織体制

イ 個人情報保護等の体制・職員研修計画

イ 個人情報保護等の体制・職員研修計画

【個人情報保護等の体制】

法令を遵守し、常に個人情報保護の重要性を念頭に置き、万全を期します。利用者だけでなく、地域の皆様、職員等すべての個人情報について配慮した取扱いを行います。

- 横浜市が定める「個人情報取扱特記事項」のほか、当法人も必要な事項を「個人情報の保護に関する規程」「個人情報取扱実施細則」で定め、これらに従って対応します。
- 個人情報取扱実施細則に従い、法人事務局長が個人情報取扱責任者として責務を遂行します。
- 個人情報の収集は必要最低限にとどめ、本人の同意がない限り、使用目的以外で利用しません。また、第三者にも提供しません。利用申込書など個人情報を収集する文面においても、この旨を掲載し、個人情報保護の取組みが利用者にも伝わるようにします。
- 個人情報の漏洩防止策 次の対策を徹底します。
 - ◎ 個人所有メモリーカード等(USBカードその他記憶媒体)の持込み・持出しの厳禁
 - ◎ 個人情報が記載された申込書等の施錠管理と不要になった個人情報のシュレッダー処分を徹底
 - ◎ 使用するパソコンのパスワードログイン徹底とアクセス権の制限
- 全職員が年1回以上「個人情報保護研修」を受講し、「個人情報保護に関する誓約書」を横浜市長宛に提出します。また毎月開催するスタッフミーティングにてヒヤリハット事例の共有など啓発に努めます。
- 万が一、当施設で扱う個人情報が漏洩した場合、法人事務局長が速やかに神奈川区役所と関係部門に報告し、迅速かつ適切な対応を行い、原因を究明し、再発の防止に努めます。

【職員研修計画】

職員は、利用者や地域のニーズを的確に把握し、サービスや事業の内容を充実させ、利用者満足度の向上を図る努力が必要になります。また、緊急時に適切な対応ができるように日頃から準備し訓練することが必要です。そのため法人の作成した研修計画に従い、下表の研修に積極的に参加していきます。

	法人全体研修	施設個別研修
内部 研修	新規採用者実務研修(コンプライアンス研修)、個人情報保護研修、 経理研修、接遇マナー研修、認知症サポーター養成講座、人権啓発研修	新任研修、実技研修 スタッフミーティング
外部 研修	普通救命講習、神奈川区人権研修、施設管理者研修、生涯学習研修 感染症対策講座、公共建築物保全研修、ごみゼロ推進委員研修	防災訓練 個別技術講座

- 新規採用者については特別に研修を実施し、その後も定期的な研修受講で業務のスキルアップを図ります。法人全体以外でも各施設の事情に応じ、備品取扱等に関する研修を実施します。
- 研修は法人内部のみでなく外部の機関や講師とも連携して実施します。横浜市、神奈川区や外部団体が開催する研修にも積極的に参加することで、業務のステップアップを図ります。
- 毎月開催するスタッフミーティングで、日常業務での疑問点や改善点を全員で話し合い、全員が共通理解して運営できるように努めます。また一部の職員が受講した研修については、受講した職員が講師になって施設内へ展開、得られた知識と技術を全員が業務に活かせるよう取り組みます。

(3) 組織体制

ウ 緊急時の体制と対応計画

ウ 緊急時の体制と対応計画

【横浜市防災計画・神奈川区防災計画に基づく対応】

- 緊急時には「松見集会所危機管理マニュアル」に従って、あわてず適切に対応できるよう、訓練と研修を計画的に実施します。
- 緊急事態が発生した場合は、一人勤務ではありますが、通報連絡・避難誘導を果たし、利用者の安全を確保して被害を防止し、あるいは最小限にします。
- 特に緊急事態の未然防止、被害の最小化については以下の準備と対策を行います。訓練などで明らかになった問題点等は法人本部、他施設と情報共有するとともに、検討した対応策を危機管理マニュアルへ反映します。



火災・地震・その他自然災害への備え

- 松見出張所の協力を得て、年2回の避難訓練・自衛消防隊活動訓練を実施します。また地域防災拠点である西寺尾小学校内での防災訓練に参加し、地域と連携した体制を作ります。さらに町内会自治会とも連携し、地域の方々の参加をいただき、合同の避難訓練を行います。
- 横浜市防災情報(警報や交通情報)を必要に応じて利用者に案内し、注意を喚起します。
- 帰宅困難利用者及び法人職員用の非常食(70缶)・飲料水(100本)・アルミブランケット(70個)・簡易トイレ(70個)を備蓄しています。また徒歩圏内に居住する職員を3名以上配置します

事件・事故・犯罪の予防

- 館内ではスタッフによる笑顔とあいさつ(声がけ)で、不測の事態を予防するように努め、「こども110番連絡場所」の看板を掲げ、警察へ定期的な巡回を依頼します。
- 地域の方々と協力して夜間町内パトロールを実施し、周辺地域の防犯に取り組みます。
- 危機管理マニュアルに従って、1日3回(午前・午後・夜間)館内外の見回り、また危険物・障害物・各種設備を点検し、安全の確保に努めます。
- 施設損害賠償保険への加入やカラーボールなど防犯備品の整備といった対策を講じます。



急病人等への対応

- 神奈川消防署の協力を仰ぎ、全職員が普通救命講習を受講し、通報とAEDや担架の扱い方、応急手当の方法などを、また、感染症対策講習により汚物処理キットの取扱方法を学び備えます。
- インフルエンザ発生状況等、近隣小中学校と最新情報を交換し、対処します。



(4) 施設の運営計画

- ア 設置理念を実現する運営内容
- イ 利用促進策

ア 設置理念を実現する運営内容

魅力的な事業を開催、人々の生きがいを育み、自主自立的な活動を支えます

人々の出会いや活動のきっかけとなる多様な事業を開催します。これらの事業をスタートラインとして、地域の方々による自主的な活動へつなげていくことが私たちの目指すところです。

地域課題にもしっかり取り組み、人々の絆や地域連帯を強めます

神奈川県内で活動している子育てグループへの情報提供や活動場所の提供を行うほか、地域の多様な人々とネットワークを構築、防災・防犯・高齢者支援・子育て支援などに協力し、人々の絆や地域連帯を強めます。地域の方々で構成される団体へ活動の場を提供し、一緒に地域課題の解決に取り組みたいと考えています。

地域交流と団体交流を促進し、地域の方々と一緒に施設運営に取り組みます

施設の運営には地域の方々や関係する施設・団体との連携が欠かせません。法人所管の近隣施設においても、地域の方々により構成される様々な団体、学校、関連施設と協力して運営に取り組んでおり、またそれらの団体が交流する場、機会を提供しています。近隣の施設、学校とのネットワークも構築されておりますので、そこから得られた情報も活用して松見集会所の運営に取り組みます。

ひとりひとりを大切にします

たった一人のご要望でも可能な限り応えます。一人でも来館しやすい学びやすい雰囲気作りに努めます。さらに社会的ニーズが高まっていることもあり、自宅の書斎代わりに2階会議室を開放します。

イ 利用促進策

施設の規模、建築年数からして、現在の3万人程度の来館者が限界と考えています。これまで来館された利用者の方々がさらに多く来館してもらえるよう、利用促進策として以下のような対応をいたします。

自主事業	魅力的な自主事業を開催、多くの方々に参加いただくことで、利用を促進します ・地域連携 ・子育て支援 ・健康増進
サービス向上	様々な領域で利用者サービス向上に取り組みます ・神奈川県内で多くの施設を運営する実績を活かしたサービス向上 ・備品・設備、制度面の充実 ・地域団体への利用促進及び減免
利用団体への支援	松見集会所を利用される団体へ様々な支援を行います ・広報誌への会員募集の掲載 ・講師の紹介、他団体との連携支援 ・利用者会議をジャンル毎に開催し、きめ細かいニーズ把握 ・利用者団体主催の講座の開講、会員募集の支援
広報	松見集会所の存在、事業をより知っていただくため法人をあげての広報を行います ・法人ホームページ、広報誌発行と周辺町内会への回覧及び近隣小学校への配布・所管全施設でのチラシ等配布掲示をします。
地域連携	松見・西寺尾地区との連携強化に努めます ・地域の行事や防災活動など様々な機会交流を深めていきます。

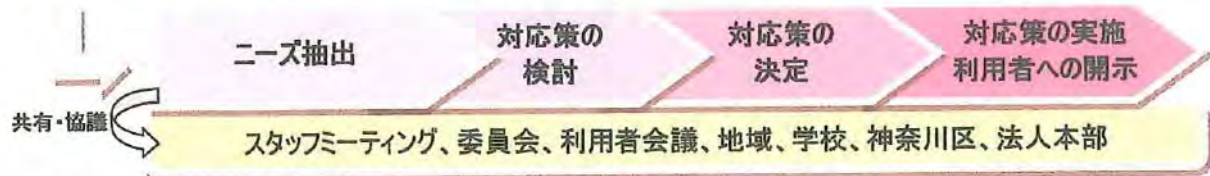
(4) 施設の運営計画

- エ 利用者ニーズの把握と運営への反映
- オ 利用者サービス向上の取組

エ 利用者ニーズの把握と運営への反映

以下のように様々な手段でご意見を収集し、ニーズを抽出、関係部門と協議のうえ対応策を検討、施設の運営に反映します。苦情やクレームに対しては、その中にこそニーズがあると捉え、迅速に対応、早期の収束に努めます。

アンケートの実施 ・利用者アンケート(年1回) ・自主事業参加者アンケート(随時)	利用者・地域へのヒヤリング ・松見集会所委員会 ・利用者会議 ・地元自治会町内会の会合及び行事への参加時
常時受付 ・ご意見箱 ・ホームページでのお問合せフォーム	日頃の利用者対応より ・利用者からいただいた意見を聞き流さない



オ 利用者サービス向上の取組

神奈川県内のスケールメリットを活かしたサービス向上

- イベントを所管施設と共同開催や連続開催しています。タイムリーなテーマの講座や他施設で開催されるイベントに参加することで、利用者の活動が広がります。
- 長年にわたって地域で施設運営を行ってきた実績により、自販機ベンダーや近隣企業から数多くの協賛品をいただいております。イベント開催時にこれらの協賛品を来場者へ提供しています。
- 松見集会所のホームページは、法人のホームページに一括して構築します。
- 松見地区連合・松見社会協議会が開催する「福祉演芸大会」に共催し、集会所の利用団体の発表会を行います。同時に会員募集の場を提供いたします。
- 所管施設で行っているバリアフリー予約制度を導入し、来館予約も電話予約も差がない公平な予約制度とします。利用者は予約のためだけに来館する必要がなくなります。

備品・設備の充実

- Wi-Fiを導入し会議室等で無線LANを自由に利用できるようにします。
- 各室の利便性を向上させるために、机・椅子を新たに整備します。

地域団体への利用促進及び優先予約

- 保護司の面談場所、子育てサポートシステムご利用の方々に優先予約で開放いたします。
- 認定NPO法人として、地域団体及び利用者に対する地域活動への助言、相談を行います。

(4) 施設の運営計画

キ 横浜市重要施策に対する取組

キ 本市重要施策に対する取組

次に掲げる重要施策に取組み、横浜市の重要施策の効果的な実現を図ります。

項目	本市重要施策に対する取組
人権の尊重	<p>横浜市中期4か年計画2018～2021に「誰もが自分らしく活躍できる社会の実現」とあります。法人としても地区センターをはじめ、老人福祉施設、小学校放課後キッズクラブの運営を通して、様々な方々の活動を支援しています。平成25年に障害者差別解消法が公布されて以来、特に「合理的配慮の提供」に努めています。</p> 
環境への配慮	<p>Zero Carbon Yokohamaに協力し、法人所管の6施設において、電力は再生可能エネルギーを導入しています。松見集会所も令和4年度より再生可能エネルギー100%に切り替える予定です。契約する電力会社も「横浜市グリーン電力調達制度」を参考に選定します。さらに「マイバッグ、マイボトルの利用」など3R夢行動を推進します。リサイクル教室など横浜市の環境教育出前講座を積極的に招聘し、地域の皆様と一緒に環境活動に取り組めます。</p>  
市内中小企業優先発注	<p>「横浜市中小企業振興基本条例」に則り、微力ながら市内経済の発展に寄与してまいります。横浜市商店街空き店舗活用アンテナショップ事業に取り組んだ経緯もあり、消耗品等は地元商店街での購入に努めます。さらに施設管理業務(清掃業務、消防用設備点検等々)については、当法人が所管する近隣地区センターの管理業務に実績のある横浜市内の業者に発注しております。</p>
防災・減災	<p>日頃より地域防災訓練に参加し、災害防止のための連携を図ります。万が一に備えてアルミブランケット 70 枚、簡易トイレ 70 個、ビスケット 70 缶、水(500ml×100本)を備蓄し、帰宅困難者及び法人職員への対応とします。</p>
子育て支援	<p>法人が託児サポーターを養成しており、松見集会所で開催される自主事業に託児サービスを付けることも可能になります。</p>
神奈川区魅力アップ	<p>旧東海道神奈川宿など神奈川区の歴史、魅力をPRする事業を開催します。区民活動支援センターによる施設間連携事業への協力、法人所管全施設あがりの「わが町かながわマナー違反一掃作戦」への参加など、他施設や団体とも協調して神奈川区を盛り立てます。</p>
関係法令の遵守	<p>以上、松見集会所の管理運営にあたり、地方自治法・地区センター条例その他労働関係法令や環境法令等々の法令を遵守し、適正な施設運営に努めてまいります。</p>

(5) 自主事業計画

当法人の実績、経験とスケールメリットを活かした自主事業を開催します。

- こどもログハウスから老人福祉センターまでの施設を運営し、幅広い世代、嗜好、テーマを対象とした事業を開催してきた強みがあります。さらに近隣施設との交流により、幅広い講師の手配を可能としてきました。
- 地元の特性やニーズを踏まえながら、これまでの実績を活用し、スピーディーに自主事業開催が可能です。
- 近隣施設との共同・連続開催となる事業も実施していますので、人々のつながりをより大きな輪へ広げます。また日頃の活動成果を神奈川公会堂で発表する機会を提供できるのも大きな強みです。
- 区民活動支援センターの連携事業への参加、近隣ケアプラザなど福祉関連施設との事業協力により、施設間連携にも取り組み、地域の皆様へ多方面からの支援を実現します。
- 自主事業の広報PRについては、法人をあげて行いますので、より大きな集客が見込めます。近隣施設の利用者からも参加者を募ることが可能です。

一人勤務の施設のため、地域と連携し開催します。

- 各時間帯ともにスタッフが1人勤務のため、地域の町内会自治会、また地域団体や利用団体のご協力のもとに開催します。
- テーマ別に、以下の自主事業を計画しています。



地域連携事業

0602 イベント

6月2日の開港記念日に法人所管施設合同のイベントを開催します。9時から15時まで松見集会所のレクホールを子どもたちに開放し、思いっきり飛んだり跳ねたり、元気いっぱい遊びます。



落書き大会

今日は落書きをしても怒られません。大きな絵や長い長いつながった絵など、個性豊かな子どもの絵には感動です。



健康増進

健康ウォーキング

人生百年時代です。いつまでも若々しく元気な毎日をすごしたいものです。季節の良い秋に、馬場花木園までウォーキングします。園内はハギがきれいに咲いていることでしょう。



サタデーモーニング体操

毎週土曜日の朝は松見集会所のレクホールで健康体操を開催します。ご家族でのご参加をお待ちしています。「継続は力なり」、貯筋もできます。



(6) 施設及び設備の維持管理計画

指定管理業務仕様書、及び法令に基づき、専門業者による施設の維持管理、及び保守点検に加え、職員の日常的なこまめな巡視点検・清掃・修繕等により、施設の長寿命化を図ります。利用者と一緒に、安全な利用環境の維持と美化、省エネルギー、省資源の実現に努め、年間3万人近くの来館者の安全安心と快適な空間の確保をお約束いたします。

維持管理計画の具体的な取組

【予防保全】

不具合を未然に防止するために、職員による日常的でこまめな点検を実施します。点検項目で定められたものにとどまらず、利用者や地域からの些細な情報にも注意を払います。横浜市が開催する公共建築物保全研修に職員が積極的に参加し、わずかな兆候にも気づくようスキルアップに努めます。また法人が所管する他施設での情報や経験を活かし、不具合発生を予測して事前に部品交換等の対策を実施します。

【定期点検】

施設点検日(休館日)を従来通りの第3月曜日とし、清掃や保守点検日に充てます。点検作業は右の表にあるものを計画します。各種点検の結果、指摘事項がある場合、軽微な不具合は職員が迅速に補修、修繕を行い重篤な事態となることを防ぎます。高額修繕が想定される場合は、速やかに技術相談票を横浜市へ提出します。設備の状況については、施設管理者点検表にて報告いたします。

管理業務一覧	頻度、内容
定期清掃	毎月、床清掃やワックス掛け、ガラス清掃等
空調機保守点検	年4回
レジオネラ属菌検査	年2回
消防点検	年2回実施
害虫駆除	年2回
機械警備	閉館時に毎日実施
飲料水水質検査	年1回実施
植栽剪定(高木)	年1回実施

【清掃の徹底】

いつまでも清潔で快適な施設の状態を維持するには、徹底的な日常清掃が必要です。職員全員で日常清掃を行い、隅々までピカピカの松見集会所にします。特にトイレ、ロビーは徹底的に清掃します。清掃時には、シックハウスの発生を抑えるため換気を徹底します。冬場はノロウイルス対策として、毎日手すりやドアノブを消毒し、安全な施設を維持します。年末には利用者団体の交流を目的に大掃除を実施します。

【外構・植栽】

外構の点検は、職員の巡回により1日3回実施し、状態を確認します。不具合や危険個所を発見した場合、軽微なものは職員が対応し、その他は直ちに業者等に連絡して必要な措置を取ります。植栽は、周辺の除草等は職員が行い、高木剪定は適宜専門業者により対応します。

【保安警備】

開館中は職員が1日3回、館内外を見回り、閉館後は機械警備による保安を行います

(7) 収支計画(収入計画)

- ア 収入計画の考え方について
- イ 増収策について

ア 収入計画の考え方について

松見集会所は無料施設であり、人件費をはじめ諸経費の増加や施設の老朽化などもあり、指定管理料としては、指定額通り8,991千円とします。その他の収入としては自主事業収入・雑収入により、算定します。

指定管理料

指定管理料は収入額の98%超(平成30年度実績)となっております。無料施設である松見集会所の管理運営は指定管理料によって賄われており、その減額は事業及び施設・設備管理等に大きな影響を及ぼすこととなります。

自主事業収入

自主事業収入は自主事業の参加費で、必要経費として参加費をいただくことにより、自主事業が質・量ともに充実した内容とすることができます。しかしながら各時間帯に1人の時間給職員の配置であることから、自主事業の開催は限界がありますが、魅力的な継続性のある自主事業、あるいは託児付の自主事業を企画立案し、参加費の増額に努めます。

雑収入

雑収入は自動販売機手数料及び印刷代によるもので、それらの増収に努めてまいります。

- ・自動販売機は、施設外に設置されていることから、高いマージンの業者選定に努めます。
- ・印刷代については、近隣の自治会等の配布資料や掲示物の印刷に協力することで、増収を図ります。

イ 増収策について

利用者が増加することが収入増加につながるため、利用者の増加に努めます。また、これまでの活動実績や NPO 法人としての特長を生かして、外部の企業、団体からの協賛、寄付を確保していきます。

- プロジェクター、電子ピアノ、CD ラジカセ、ヨガマットなど利用者の要望を踏まえた備品類の整備を行います。
- 利用者サービス向上を図るために、Wi-Fiを導入します。また社会的ニーズが高まっている自宅の書斎代わりに2階会議室を開放します。
- 長年にわたっての神奈川区内での施設運営実績により、自販機メーカーから多くの協賛品を得ています。この協賛品によりイベント時の入館者数増が図れ、その後のリピーターを増やすことができます。
- NPO法人の特長を生かして、大手ソフトウェアメーカーや NPO 支援団体より IT インフラ(パソコン本体やソフトウェア)の寄贈を受けております。

(7) 収支計画(支出計画)

ウ 支出計画の考え方について

ウ 支出計画の考え方について

【基本的な考え方】

法人の「経理規程」に基づき、最小の経費でその目的を達成し、その効果を発揮するよう努めます。そして「すべては松見集会所の利用者のために支出する」という基本的な考え方の下に支出計画を策定します。また施設の運営水準を常に高いレベルに保つために、人件費の適正化と職員の資質向上に努めます。最大の強みは、神奈川区内に法人本部と所管する施設が14施設存在し、神奈川県在住の職員が160名以上いるというスケールメリットを、松見集会所の運営にも活かせるということです。

具体案

【人件費】

- ・法人の給与基準及び就業規則に基づき積算し、さらに「指定管理者制度における賃金水準スライド」を踏まえ算定します。さらに職員は施設の近隣地域からの採用を基本とし、通勤手当の削減を図ります。

【管理費 A 水道光熱水費】

- ・利用者サービスに支障のない範囲で節減に努めます。
- ・電力については、再生可能エネルギー100%に変えると同時に、電力会社も見直しコストダウンを図ります。

【管理費 B 清掃・衛生・設備管理】

- ・適切な清掃や専門業者による点検を行い、不具合の早期発見に努めます。
- ・不具合には早期修繕と計画的な更新を行います。

【事務費】

- ・消耗品費、備品費は法人での一括購入も含め、施設間での情報交換を密に行い、不用品の施設間利用や、近隣施設間の融通により、備品の購入費を節減しています。
- ・手数料は法人全体で業者と契約し、近隣の複数施設の粗大ごみを一括処理、コストを削減しています。
- ・地域の事情に精通し、様々なノウハウを持つ職員により、自主事業と研修の講師が可能です。

経費節減及び効率化

- ・不用品情報交換コーナー(あげます譲ります)の設置し、地域のリユース活動の中心を担います。
- ・ごみの持ち帰り運動&事業系ごみの分別の徹底により、利用者、地域と一体となり横浜 3R 夢を推進します。
- ・節約(もったいない)運動として裏書の徹底使用、両面印刷、封筒の再利用など、消耗品費を削減しています。
- ・高額な修繕、備品については相見積もりを徹底します。
- ・日常業務のムリ・ムダ・ムラを無くし、生じた時間と財源を、サービス向上や職員の資質向上に振り向けます。

以上、次期5か年の収支計画はこれまでの経験とスキルを基に算定し、区の指定上限額で提案します。

これまでに法人では業務見直し、サービス向上、職員業務体制の見直し、等のプロジェクトを組み、サービス向上、経費削減に日々努力を重ねてきました。今後も理事会と一体となり、職員会議や施設委員会での意見交換を通して課題解決に取り組む、より一層高い水準の施設運営に努めてまいります。そして、地域の資源・人財のネットワークを活かし、今後も継続して松見集会所をはじめとする区民利用施設を運営管理し、地域社会の発展と活性化を目指して「地域による地域のための地域起こし」に積極的に貢献してまいります。

(8) 新型コロナウイルス感染症等に係る対応

具体的な新型コロナウイルス感染防止対策

【ガイドラインに沿った安全安心な施設運営に努めます】

● 感染対策の基本

- ・ 各部屋では常時窓を開け、換気に努めています。また部屋の面積をガイドラインに記載されている間隔を空けての人数を割り出しています。特にロビーにおいては、滞在時間に制限を設けるなど、3密(密閉・密集・密接)を回避します。
- ・ 各所に手指消毒液を設置します。
- ・ 咳エチケット(マスク・フェイスシールド等の着用)、手洗いの励行をします。

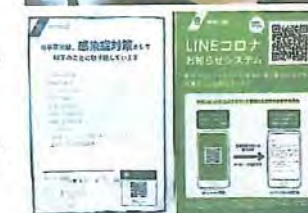
● 施設の清掃・消毒

- ・ 複数の人の手が触れる場所や、利用後の各室は(机、椅子、ドアノブ、内線電話機等)職員がアルコールで消毒します。



【新型コロナウイルス感染防止対策実績】

- 令和2年12月から令和3年2月まで、横浜市緊急雇用創出事業において検温・消毒スタッフをアルバイト雇用することができました。その間、特に来館者にとって安全で安心な施設として喜ばれました。
- 利用者の体調確認と連絡先等の把握に努めました。神奈川県LINEコロナお知らせシステムにも登録し、感染症対策の周知も行いました。
- 受付カウンターに透明ビニールカーテンを設置し職員と来館者の飛沫感染を予防しました。
- 床に1m間隔の目印表示・座席の工夫により身体的距離の確保を実施しました。
- 貸出し物品の消毒を徹底、消毒が困難なものについては貸出しを中止し自前の持ち込みをお願いしました。



自主事業開催の工夫について

- 参加人数の制限、参加者の体調確認と検温、マスク着用の協力をお願いします。
- 自主事業開催前後に感染防止の注意喚起をします。
- 利用制限の範囲内で自主事業を開催し、それが困難な自主事業については開催を見合わせます。
- 料理講座を開講する場合は、試食せずに持ち帰りとします。調理にあたっては共同作業を排除し、調理器具から食材まですべて分別使用しています。終了後は丸1日換気し、食器類の消毒をした上で、1日空けて利用可としています。

感染防止の観点から踏まえた予約受付

- バリアフリー予約制度を導入し、来館せずに電話予約でも公平な予約ができるようにします。また重複予約の場合も来館することなく、集会所において抽選することになります。

横浜市松見集会所自主事業別計画書 (単表)

団体名 特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
【地域連携】 ①0602イベント	【目的・内容】 6月2日の開港記念日に法人所管施設合同のイベントを開催します。9時から15時まで松見集会所のレクホールを子どもたちに開放し、思いっきり飛んだり跳ねたり、元気いっぱい遊びます。	6月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
【地域連携】 ②落書き大会	【目的・内容】 今日は落書きをしても怒られません。大きな絵や長い長いつながった絵など、個性豊かな子どもの絵には感動です。	夏休み 春休み 各1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
【健康増進】 ③サタデー モーニング体操	【目的・内容】 人生百年時代です。いつまでも若々しく元気な毎日をごしたいものです。毎週土曜日の朝は松見集会所のレクホールで健康体操を開催します。ご家族でのご参加をお待ちしています。「継続は力なり」、貯筋もできます。	土曜日 24回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
【健康増進】 ④健康ウォーキング	【目的・内容】 人生百年時代です。いつまでも若々しく元気な毎日をごしたいものです。季節の良い秋になりました。馬場花木園までウォーキングします。園内はハギがきれいに咲いていることでしょう。	10月 1回

単独団体名・共同事業体名	特定非営利活動法人 こらぼネット・かながわ
施設名	横浜市松見集会所

令和4年度収支予算書(兼指定管理料提案書)

I. 指定管理料

(単位：千円)

提 案 額 (a)	8,991	指定管理料=小計【イ】を記入 ※区指定上限額 (b) の範囲内で提案してください。
※区指定上限額 (b)	8,991	
差 引 (a) - (b)	0	
提案額の区指定上限額に対する割合 (a) / (b)	100.0%	

II. 令和4年度収支予算書(総括表)

1 収入の部

項 目	合計金額 (単位：千円)	備 考
自主事業収入 [A]	98	
雑入 [B]	500	
小 計 【ア】 ([A]~[B])	598	施設運営収入の計
指定管理料 [C]	8,991	【ウ】 - 【ア】
小 計 【イ】 ([C])	8,991	指定管理料
収入合計 (【ア】 + 【イ】)	9,589	

2 支出の部

項 目	合計金額 (単位：千円)	備 考
人件費 [a]	4,730	
事務費 [b]	870	
自主事業費 [c]	20	
管理費 A (光熱水費等) [d]	1,680	
管理費 B (保守管理費等) [e]	1,540	
公租公課 [f]	500	
事務経費 [g]	249	
支出合計 【ウ】 ([a]~[g])	9,589	

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ
施設名	横浜市松見集会所

令和4年度収支予算書

1 収入の部内訳 (指定管理料除く)

(単位:千円)

	項目	内容等	金額	
自主事業収入	参加費		ア 98	
			イ	
			ウ	
			エ	
			オ	
		小計		[A] 98
雑入	印刷代		カ 200	
	自動販売機手数料		キ 300	
			ク	
			ケ	
			コ	
			サ	
		小計		[B] 500
小計【ア】		施設運営収入計	598	[A]~[B]

※金額は、消費税及び地方消費税（10%）込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ
施設名	横浜市松見集会所

令和4年度収支予算書

2 支出の部内訳（ニーズ対応費除く）

(単位：千円)

	項目	内容等	金額		
人件費	正規雇用職員	正規雇用職員基礎単価×人数⇒賃金スライド提案書A×C	ア		
	臨時雇用職員	臨時雇用職員基礎単価×人数⇒賃金スライド提案書a×c	イ	4,680	
	対象外の人件費		ウ	50	ウ-1～ウ-4
	通勤手当		ウ-1	50	
	健康診断費		ウ-2		
	勤労者福祉共済掛金		ウ-3		
	退職給付引当金繰入額		ウ-4		
	小計		[a]	4,730	ア～ウ
事務費	旅費		エ	2	
	消耗品費		オ	100	
	会議ठीい費		カ	5	
	印刷製本費		キ	20	
	通信費		ク	310	
	使用料及び賃借料		ケ	61	ケ-1～ケ-2
	横浜市への支払い分		ケ-1	1	
	その他		ケ-2	60	
	備品購入費		コ	10	
	図書購入費		サ	0	
	施設賠償責任保険		シ	6	
	職員等研修費		ス	5	
	振込手数料		セ	1	
	リース料		ソ	150	
	手数料		タ	200	
	地域協力費		チ		
			ツ		
		テ			
	小計		[b]	870	エ～テ
自主事業費			[c]	20	
管理費A	電気料金		ト	780	
	ガス料金		ナ	700	
	上下水道料金		ニ	200	
	小計		[d]	1,680	ト～ニ
管理費B	清掃費		ヌ	660	
	修繕費		ネ	20	
	機械警備費		ノ	240	
	設備保全費		ハ	620	ハ-1～ハ-6
	空調衛生設備保守		ハ-1	450	
	消防設備保守		ハ-2	65	
	電気設備保守		ハ-3	0	
	害虫駆除清掃保守		ハ-4	40	
	駐車場設備保全費		ハ-5		
	その他保全費		ハ-6	65	
共益費		ヒ			
		フ			
		ヘ			
	小計		[e]	1,540	ヌ～ヘ
公租公課	事業所税		ホ		
	消費税		マ	500	
	印紙税		ミ		
	その他()		ム		
	小計		[f]	500	ホ～ム
事務経費	本部分		メ	249	
	当該施設分		モ		
	小計		[g]	249	メ～モ
小計【ウ】		施設管理運営経費計		9,589	[a]～[g]

※金額は、消費税及び地方消費税（10%）込みの額を記載してください。

※公租公課欄には、仕入税額控除後の消費税及び地方消費税見込額、その他税額を記載してください。